

コロナ時代の相続手続きを考える

●コロナ禍の葬儀事情

“三密”になりやすいため、葬儀のやり方はこの1年で大きく変化しました。

参列者の3密感染対策はもちろんですが、3密で死亡された場合には、葬儀を引き受けない葬儀社があったり、利用時間が限定される火葬場もあったりと、注意が必要です。

◆1日のできる家族葬

参列者を限定して少人数で行う家族葬の中でも、通夜を省いた一日葬の利用者が増加中とか。

◆自宅葬

3密対策で昔ながらの自宅葬を選ぶ方も。

◆オンライン葬で参列

遠方や外出を控えたい高齢者向けに、葬儀の様様をライブ配信するオンライン葬が注目に。

◆食事禁止でかわりにカタログギフト

通夜、告別式での食事禁止の葬儀場もあり、その場合はカタログギフトに切り替えているとか。



相続発生後のスケジュール（通常）

7日以内

●死亡届提出

●相続人の特定

戸籍謄本をもとに相続人を特定

●財産債務の把握

相続財産、債務全体を調査



3ヵ月以内

●相続放棄等の期限

借金が多い場合などで財産債務を引き継がないときは、家裁へ申立てが必要

4ヵ月以内

●準確定申告書の提出期限

1月1日から亡くなるまでの所得税を申告

●遺産分割協議

誰がどの財産を引き継ぐのか相続人で相談。引き継ぐ割合や財産で税負担にも影響あり。

10ヵ月以内

●相続税申告書の提出期限

申告書を提出、納税も行います。

●戸籍謄本を入手するには

相続人の特定には、戸籍謄本が必要になります。故人の誕生から死亡時までを追い、現在戸籍、除籍謄本、改製原戸籍などを揃えます。

戸籍謄本は本籍地の市区町村役場で取得できますが、郵送依頼も可能。異動が複雑な方の場合は、司法書士に依頼した方がいいでしょう。

◆自分の戸籍や印鑑証明はコンビニで

自分の戸籍謄本や印鑑証明書は、対応済みの市区町村ならコンビニで手軽に取得できます。



●実は申告期限は簡単に延長できる！

3密禍は災害時と同様、特例で各手続きの期限を延長できます。

◆3ヵ月以内の相続放棄の期限延長

財産債務の把握の時間が足りないため相続放棄をもう少し検討したい場合、家庭裁判所への書類提出で期限延長を申請できます。

◆申告期限の申請は簡単な手続きに

準確定申告や相続税申告の期限延長の事前申請は不要。期限後に申告書を提出する際「3密による期限延長」と記載するだけ。延長期限は税務署長の指定日（3密などがやんだ日から2ヵ月以内）までで、申告と同時に納税すればよく、延滞税もかからず安心！

◆提出は電子申告、納税は電子納税で！

準確定申告、相続税申告とも電子申告できるので、税理士に頼めば税務署へ出向く必要はありません。



●自宅でもどこまで情報収集できる？

◆預金や有価証券の残高

銀行や証券会社のネットサービスを利用していけば、代わりに代わりにして被相続人の預金や有価証券の残高確認ができます（死亡が知られると使用停止に）。

相続税申告書に添付する残高証明書の入手には「戸籍謄本などの提出」が必要で、今のところ金融機関の窓口へ出向いて入手することとなります。

◆登記情報

“登記情報提供サービス”のサイトなら、不動産の登記簿謄本、地図情報、地積測量図や建物図面、法人の登記簿謄本などが取得できます。3密コンピュータ化されたデータ限定ですが、費用はカード決済、PCで手軽に取り寄せができる便利なサービスです。

◆遺言書の有無

遺言書は自宅の金庫などを探し、もし見つけたら家庭裁判所で検認を受けます。

1989年以降に公証役場で作成された公正証書遺言は“遺言書検索システム”で検索できます。公証役場へ行く必要がありますが、相続人など利害関係者ならば検索できる仕組みです。



●Web会議活用で効率アップ

3密禍で普及したWeb会議システムは、相続の場面でもさまざまな活用余地が！

税理士への相続相談、相続人間での遺産分割協議、司法書士や弁護士との打ち合わせなど、外出リスクを避

